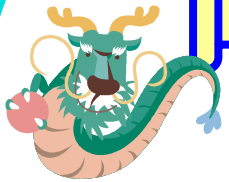


TEGOネットだより浜田



「てご」とは、方言で「手伝う
(支援する)」という意味です。

平成24年1月11日 第56号
浜田市農林業支援センター

謹賀新年！龍の如くかけ昇る年に！



新年あけましておめでとうございます。
ご家族おそろいで清々しい新春を迎えられたことと存じます。
年明けの穏やかな天候と比べ、農業を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあります。辰年にちなみ浜田市農業が益々発展することを願っております。
職員一同気持ちを新たに、業務に取り組んでまいります。
本年もよろしくお願ひ申し上げます。

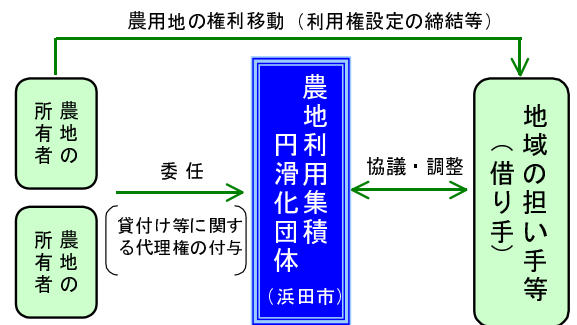
浜田市農林業支援センター長 酒井 憲正



1. 農地利用集積円滑化事業について

この事業は、農地の有効活用を目的として、**浜田市が農地所有者から農地の貸付け等に関する委任を受け、所有者を代理して農地の借り手を探す事業**です。(※農地の草刈など、管理を委任するものではありません)

農地を貸したい人や、新たに農地を借りたい人は、**浜田市農林課**または各支所産業課へお問い合わせください。



2. 『特産果樹振興プロジェクト』を活用ください！

このたび、現行の「**浜田市特産果樹振興プロジェクト事業**」が、より多くの方に利用いただけるよう、内容を拡充しました。変更点は以下のとおりです。詳しくは別紙の概要をご覧ください。

○変更対象作物：ピオーネ → **ぶどう** ※この他の作物は以前と同様です。

○補助対象事業

【改正】防鳥施設整備事業 → **鳥獣被害防止施設整備事業**

対象：防護柵、捕獲器及び防鳥ネット（ネットは網目が2cm以下のもの）

補助率：1/2以内（限度額5万円。捕獲器は8万円）

【改正】かん水施設等整備事業 → **農業用施設整備事業**

対象：かん水施設、排水施設、防風施設、耕作道、乾燥施設等の整備

補助率：1/2以内（限度額5万円）

【新設】**販路拡大事業**

対象：生産組合が行う販路拡大のための視察または研修に要する経費

補助率：1/2以内（参加者1人当たり2万円上限）

【農地利用集積円滑化事業及び特産果樹振興プロジェクトに関する問い合わせ先】

■農林課 TEL 25-9510 ■金城支所産業課 TEL 42-1233 ■旭支所産業課 TEL 45-1436
■弥栄支所産業課 TEL 48-2112 ■三隅支所産業課 TEL 32-2803 ■農林業支援センター TEL 22-3500

3. 各支援チームからの話題

★ 新規就農者支援チーム (担当: いなだ やまおか 稲田・山岡)

農業大学校の各種募集

島根県立農業大学校では、これから農業を始めようとする方や始めて間もない方を対象とする研修が行われます。

参加を希望される方は、1月25日(水)までに当支援センターにご連絡ください。

◆ 農業大学校技術講座 (基礎的な農業技術の講座です)

【土壌の基礎知識と栽培への活用】 2月6日(月) 10:00~16:00

【植物生理の基礎知識】 2月7日(火) 9:00~12:00

【農業簿記の基礎知識】 2月7日(火) 13:00~15:00

【農業機械の操作と農作業安全】 2月8日(水) 9:00~15:00

※希望の講座だけ受講することもできます。各コース先着順 40名です。



◆ 農業担い手育成研修 (農業経営の基礎や栽培に関する研修です)

○研修期間:平成24年4月から原則1年以内(最長2年以内)

※午前中は学生と講義を受講し、午後は実習ほ場での技術研修となります。

○応募資格:県内で新たに農業に従事する方、または農業従事者で新たな部門の経営を開始する方

● 認定農業者支援チーム (担当: まつい いなだ 松井・稲田)

「農の雇用事業」の紹介

国の「農の雇用事業」をご存知でしょうか。

これは、農業法人や認定農業者が新たに就農希望者を雇用する場合、研修などに要する経費の一部(月額最大9万7千円×1年間)を助成する制度です。

対象となる就業者は、期間の定めのない雇用契約を締結した「正社員」である、1週間の労働時間が35時間以上である、農畜産物の生産作業を主に担当する、などの要件がありますが、浜田市でも活用されている経営体があります。

農林水産省のホームページには、平成23年度の第4次補正予算、平成24年度予算の資料が公表されていますが、この事業の助成期間が最長2年間に拡充されるようです。

4次補正は今月の通常国会に提出されるため、現時点では未確定な情報ではありますが、新たに正社員を雇用する(した)場合はこの事業が活用できる可能性がありますので、当支援センターにご相談ください。

■ 集落営農組織支援チーム (担当: かまはら やまおか 鎌原・山岡)

島根県集落営農推進シンポジウム

島根県内では現在、約600の集落営農組織が活動しています。その多くが集落内の営農活動はもとより、地域に貢献する活動に取り組んでいます。

今後の組織運営には、集落を単位とした枠組みにとらわれず、近隣集落の農地集積や組織間連携など、活動エリアの広域化や組織再編に取り組む必要があることから、サポート経営体(農作業を受託する組織)の検討や高度な組織間連携の事例報告などを中心としたシンポジウムが下記の日程で開催されますので、是非ご参加ください。

参加希望の方は、1月25日(水)までに当支援センターまでご連絡ください。

○日時 2月3日(金) 13:30~16:30

○場所 島根県立男女共同参画センター「あすてらす」ホール(大田市)

○内容 情勢報告「農業を取り巻く情勢と今後の農政など」

事例報告「組織間連携による活動事例など」

基調講演「次世代につなげる組織づくり(仮称)」



○当情報誌は新規就農者、認定農業者、集落営農組織と関係機関の皆様にご配信中です。

○ご意見、掲載要望、または配信停止をご希望される場合は下記までご連絡ください。

■ 発刊元 浜田市農林業支援センター

〒697-0024 島根県浜田市黒川町3741 (JAいわみ中央本所分館2階)

TEL: 0855-22-3500 FAX: 0855-22-3477 E-mail: n-shien@city.hamada.shimane.jp

浜田市特産果樹振興プロジェクト事業補助金の制度を一部変更しました

1 改正の概要

特産果樹の生産拡大を図るため、補助の対象となる特産果樹の種類を拡大し、補助対象事業の追加等を行うなど、利用しやすい制度としました。

2 補助の対象となる特産果樹

※ 『ピオーネ』を『ぶどう』に改正し、対象範囲を拡大しました。

・いちじく ・ピオーネ⇒**ぶどう** ・赤梨 ・西条柿 ・ブルーベリー

3 既存の事業の変更点

新植・補植支援事業 **(変更なし)**

【補助対象経費】

苗木、肥料の購入に要する経費

【補助要件】

新植補植後の面積が 10 a (いちじく、ブルーベリーの場合は、5 a) 以上であること。

【補助率 (限度額)】

1/2 以内 (5 万円)

防鳥施設整備事業⇒**鳥獣被害防止施設整備事業**

【補助対象経費】

防鳥ネットの設置に要する経費⇒**防護柵、捕獲器**及び防鳥ネットの設置に要する経費

【補助要件】

防鳥ネットの規格及び**面積要件**あり

【補助率 (限度額)】 ※注釈

1/2 以内 (5 万円、**捕獲器については 8 万円**)

※面積要件とは、農地が 10 a (いちじく又はブルーベリーの場合は 5 a) 以上であることをいいます。

かん水施設等整備事業⇒農業用施設整備事業

【補助対象経費】

かん水施設等の設置又は更新に要する経費⇒**かん水施設、排水施設、防風施設、耕作道、乾燥施設等の整備に要する経費(市長が必要と認めるもの)**

【補助要件】

なし⇒**面積要件あり**

【補助率(限度額)】

1/2 以内(5万円)

4 新たな補助メニュー

販路拡大事業

【補助対象経費】

特産果樹の生産組合が行う販路拡大のための視察又は研修に要する経費。ただし、飲食に要する経費は除く。

【補助要件】

生産組合の組合員が5人以上参加するものであること。

【補助率(限度額)】

1/2 以内(視察又は研修の参加者それぞれ1人当たり2万円)

5 注意事項

- 1 補助対象経費が1万円未満のものは補助の対象としません。
- 2 施設の整備に係る人件費及び資材等の配送料は補助の対象となりません。
- 3 補助金額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とします。

○お問い合わせ先

浜田市農林業支援センター (Tel 22-3500)

浜田市農林課農政係 (Tel 25-9510)